

令和4年度

「不登校児童生徒の居場所づくり」

# 活用の手引き

☆居場所『こまどりルーム』

☆訪問教育相談

☆オンライン支援

☆オンライン学習支援

奈良県立教育研究所





## 目 次

I	「不登校児童生徒の居場所づくり」の活用にあたって	1
1	奈良県の不登校児童生徒の現状	1
2	奈良県の取組と課題	2
3	訪問教育相談・オンライン支援の意義	2
4	オンライン学習支援の意義	2
II	「不登校児童生徒の居場所づくり」について	3
1	趣旨	3
2	『こまどりルーム』について	3
3	訪問教育相談について	4
4	オンライン支援について	5
5	オンライン学習支援について	6
	概念図（市町村立学校用）	7
	概念図（県立学校用）	8
III	訪問教育相談の手続きについて	9
1	市町村立学校における訪問教育相談までの流れ	9
2	県立学校における訪問教育相談までの流れ	10
	様式 教育相談等の実施日の証明について	11
IV	Q&A	12
	「不登校児童生徒の居場所づくり」の目的について	12
	『こまどりルーム』について	12
	訪問教育相談について	13
	オンライン支援について	14
	オンライン学習支援について	15
V	資料 「不登校児童生徒の居場所づくり」実施要項	16

# I 「不登校児童生徒の居場所づくり」の活用にあたって

## 1 奈良県の不登校児童生徒の現状

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)では、国公立小中学校の不登校児童生徒数は全国的に増加している。奈良県でも平成28年度から増加の一途をたどり、令和2年度は2,349人であった(図1)。国公立高等学校は全国的には平成30年度を境に減少に転じ、令和2年度には43,051人であった。奈良県では、令和元年度にかけて増加傾向であったが、令和2年度は640人と減少した(図2)。

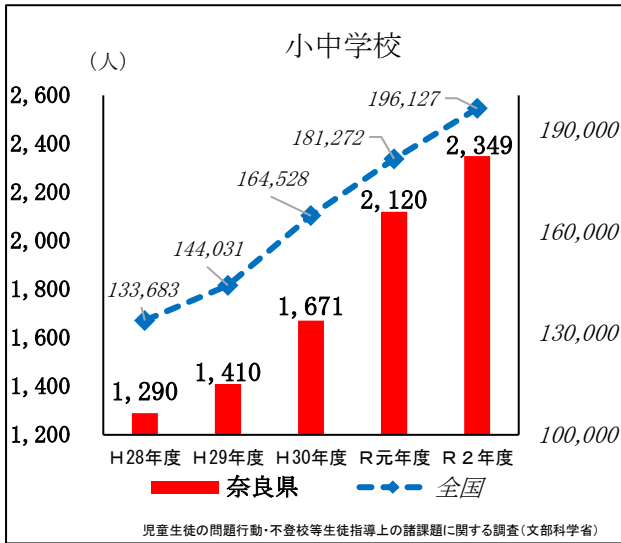


図1 不登校児童生徒数(国公立小中学校)

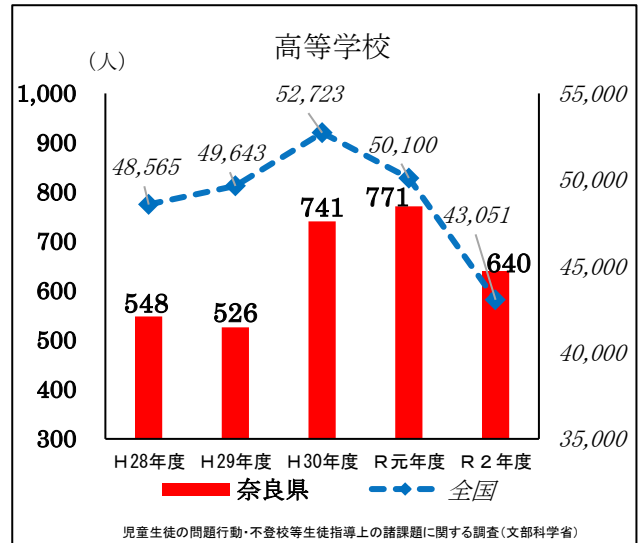


図2 不登校生徒数(国公立高等学校)

1,000人当たりの不登校児童生徒数で見ると、国公立小中学校では令和元年度に、国公立高等学校では平成30年度に全国平均を上回り、令和元年度から継続して令和2年度も全校種で全国平均を上回る結果となった(図3、4)。

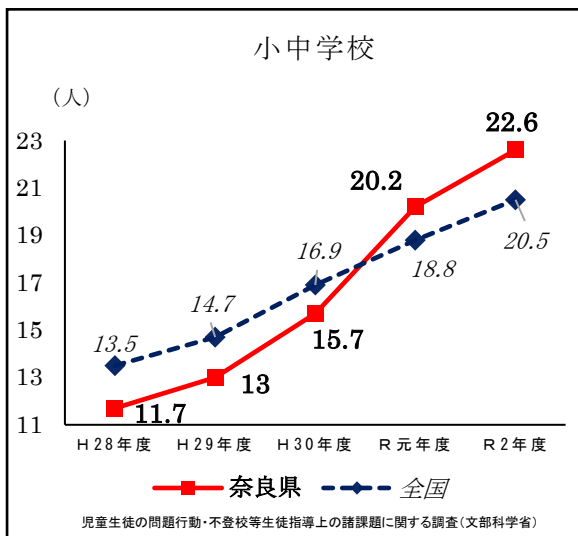


図3 1,000人当たりの不登校児童生徒数(国公立小中学校)

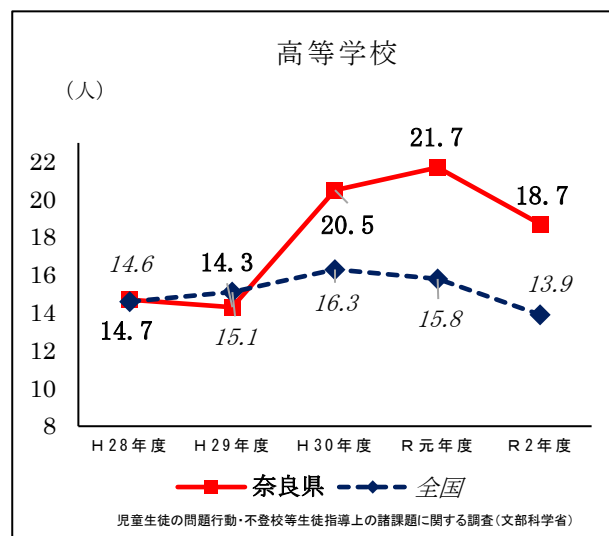


図4 1,000人当たりの不登校生徒数(国公立高等学校)

## 2 奈良県の取組と課題

本県では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び児童相談員の人的支援により学校教育相談体制の構築及び充実を図ってきた。また、奈良県立教育研究所（以下、「教育研究所」という。）では来所教育相談を主として不登校児童生徒を支援してきた。しかし、これまでの学校や教育研究所の支援は、児童生徒が学校等に登校することが前提で、家から出られない状態にある児童生徒への支援が行き届かないことが課題であった。

実際、前述の調査では、養護教諭やスクールカウンセラー、適応指導教室など学校内外の主な機関での相談・指導等を受けていない、「支援につながっていない」不登校児童生徒は令和2年度小・中学校で全体の34.3%、高等学校で38.5%いる（図5）。

この状況が長期化すると、家族以外の人との関係が希薄になり、実社会での対人関係をもつことに益々不安や恐怖を感じ、社会的自立が困難になりかねない。

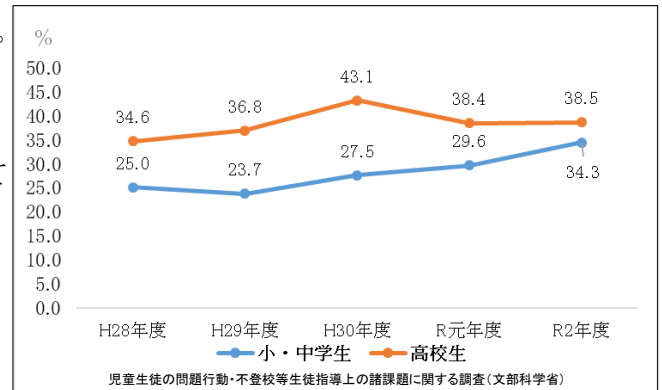


図5 学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒の不登校児童生徒数に対する割合

## 3 訪問教育相談・オンライン支援の意義

不登校児童生徒の中には、相談意欲がありながらも、自宅から出ることができずひきこもり傾向にある児童生徒や、自宅以外の場所に行くことや初めて会う人と密室で過ごすということに大きな不安や恐怖を感じ、家族以外の第三者とのつながりをもてずにいる児童生徒が存在する。学校の関係者でない相談員は、家族や教員、友人と異なった立場や視点で児童生徒に接することができ、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒にとって、新たな関係を結ぶことのできる対象となり得る。

訪問教育相談は、相談員が定期的に家庭を訪問することにより、また、オンライン支援は、インターネットを使い遠隔で児童生徒とつながることにより、家族以外の第三者と新たな関係を築き、学校復帰や来所教育相談、居場所『こまどりルーム』（以下、『こまどりルーム』という。）への参加を含めた社会的自立へと移行していくことを目指す。

特にオンライン支援は、自宅でリラックスした状態を保ちながら実施できることやカメラ等の設定を自身で操作できることから、従来の来所教育相談に比べて心理的な負担を抑えられると考える。

## 4 オンライン学習支援の意義

不登校児童生徒の中には、学習意欲がありながらも、学校へ通うことができずひきこもり傾向にある児童生徒が存在する。学校の教員にとっては、オンライン学習教材を介することで児童生徒との関係形成が促進されたり、相談員が教員と異なった立場や視点で児童生徒に接することができたり、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒にとって、社会と関係を結ぶきっかけとなり得る。

オンライン学習支援は、学力保障はもちろんのこと、家族以外の第三者と関係を築き、学校復帰や来所教育相談、『こまどりルーム』への参加を含めた社会的自立へと移行していくことを目指す。

児童生徒が学校の教員や相談員から提供されたオンライン学習教材を自宅等で自身のペースを保ちながら学習に取り組めることや、希望があれば分からない問題等について、学校の教員や相談員とインターネットを使い遠隔でつながりながら直接質問することができ、児童生徒の状態に応じた支援ができると考えられる。

## II 「不登校児童生徒の居場所づくり」について

### 1 趣旨

ひきこもり傾向にある不登校児童生徒に対して訪問教育相談やオンライン支援、オンライン学習支援を行い、来所教育相談をはじめとする社会的自立への移行を支援する。不登校児童生徒の社会的自立に向けた選択肢の一つとして教育研究所内に『こまどりルーム』を設置し、不登校児童生徒が安心して活動できる場を提供する。こうした取組を通して支援機関とつながっていない不登校児童生徒の減少を目指す。

### 2 『こまどりルーム』について

不登校児童生徒は開室時間の中で自分のペースで来所し、『こまどりルーム』においてスポーツや体験活動、自主学習等の活動を行う。『こまどりルーム』での活動は、他の児童生徒や相談員との関わりを通して、自我理解を深めること、コミュニケーション能力を育むこと、人間関係の築き方を学ぶことをねらいとしている。また、様々な活動を通して活動意欲を高め、情緒の安定や基本的な生活習慣の改善を図る。

#### (1) 『こまどりルーム』への参加について

##### ○ 対象児童生徒

研究所の相談員と保護者が面接し、本人の参加意欲が見られると判断した不登校児童生徒を対象とする。

適応指導教室等を設置する市町村在住の小中学生については、適応指導教室等への接続の可否を検討しながら『こまどりルーム』での活動を進める。適応指導教室等につなぐ際は、学校及び市町村教育委員会と連携を図る。

##### ○ 来所の手段

保護者による送迎を原則とする。

##### ○ 費用

無償とするが、活動の内容により必要な用材については自己負担となる場合もある。

#### (2) 『こまどりルーム』での活動について

##### ○ 活動日時 毎週火・金曜日 10:00～15:00、毎週木曜日 10:00～14:00

※ 状況に応じて、活動日や活動時間を増やすこともある。

##### ○ 活動場所 教育研究所

##### ○ 活動内容 スポーツ・自然観察・自主学習（持参課題、オンライン学習教材等）・畑作業・読書・図画工作・パソコン等、児童生徒の状況を踏まえて活動内容を設定する。

#### (3) 『こまどりルーム』での活動実施日の証明について

教育研究所では来所教育相談と同様に、学校からの問い合わせに応じて『こまどりルーム』での活動実施日について伝える。また別紙「教育相談等の実施日の証明について」による依頼に応じて、活動実施日の証明書を発行する。出席扱いとするかどうかは別添資料1「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」、別添資料2「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」を参考に学校長が判断する。

### 3 訪問教育相談について

不登校児童生徒や保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、他者とのつながりのきっかけとするために訪問教育相談を行う。訪問教育相談は教育研究所の来所教育相談等につなぐことを前提として行う。

#### (1) 訪問教育相談の対象

##### ○ 対象児童生徒

ひきこもり傾向にある県内の公立学校に在籍する児童生徒で、具体的には以下の状況等にある児童生徒とする。

- ・連続して欠席している。
- ・家族以外の人との関係が希薄である。
- ・学校及び関係機関とつながりにくい状態にある。
- ・保護者が来所教育相談を希望し、定期的な来所が可能である。
- ・対象児童生徒が訪問教育相談を了承している。

##### ○ 訪問教育相談を行う地域

県内すべての地域を対象とする。ただし、家庭への訪問教育相談を行っている市町村を除く(県立学校生はこの限りではない)。

#### (2) 訪問教育相談の実施までの概要

##### ○ 市町村立学校からの要請の場合

- ① 学校と保護者は十分に話し合い、訪問教育相談を検討する。その際、保護者自身が教育研究所の来所教育相談を希望し、定期的に来所可能かを確認する。学校はその旨を市町村教育委員会に報告し協議する。
- ② 市町村教育委員会は、教育研究所へ訪問教育相談について問い合わせる。教育研究所は市町村教育委員会と協議するとともに、必要に応じ学校に聞き取りを行い、市町村教育委員会と学校に実施の可否を連絡する。
- ③ 教育研究所は当該保護者と連絡を取り、研究所での面談の日を設定し、保護者と面談を行う。面談の中で、対象児童生徒の状況等を確認する。
- ④ 面談の内容を踏まえて訪問担当者を決定する。訪問担当者から保護者に連絡をとり訪問日の決定や住所の確認を行う。
- ⑤ 決定した訪問日に訪問教育相談を実施する。その際、教育研究所は学校及び市町村教育委員会と連携を図る。  
※ 具体的な手続きについては、「市町村立学校における訪問教育相談までの流れ」(p.9)を参照してください。

##### ○ 県立学校からの要請の場合

- ① 学校と保護者は十分に話し合い、訪問教育相談を検討する。その際、保護者自身が教育研究所の来所教育相談を希望し、定期的に来所可能かを確認する。
- ② 学校は教育研究所へ訪問教育相談について問い合わせる。教育研究所は学校と協議を行った上、学校に実施の可否を連絡する。
- ③ 教育研究所は当該保護者と連絡を取り、研究所での面談の日を設定し、保護者と面談を行う。面談の中で、対象児童生徒の状況等を確認する。
- ④ 面談の内容を踏まえて訪問担当者を決定する。訪問担当者から保護者に連絡をし訪問日の決定や住所の確認を行う。
- ⑤ 設定した訪問日に訪問教育相談を実施する。その際、教育研究所は学校と連携を図る。  
※ 具体的な手続きについては、「県立学校における訪問教育相談までの流れ」(p.10)を参照してください。

### (3) 訪問教育相談の進め方

#### ○ 相談時間帯

月・水曜日 9:00～12:00 13:00～17:00  
火・木・金曜日 9:00～12:00  
上記時間帯を原則とする。

#### ○ 相談時間

1回50分を原則とする。(保護者若しくはそれに準ずる者が在宅であること)

#### ○ 相談の対象等

- ・訪問教育相談は原則として児童生徒を対象とする。
- ・児童生徒の状況により、訪問のペースを検討する。
- ・保護者との相談に関しては、原則訪問教育相談後の別日に来所教育相談を行う。



## 4 オンライン支援について

いわゆる悩み相談ではなく家族以外の第三者とつながるきっかけづくりと関係づくりのためにオンライン支援を行う。つながることが目的なので、状況によっては児童生徒担当の相談員だけではなく、複数の相談員が関わる場合がある。オンライン支援は学校復帰や来所教育相談、『こまどりルーム』への参加を含めた社会的自立への移行を目指す。

### (1) オンライン支援の対象

#### ○ 対象児童生徒

県内在住で家族以外の第三者との関係が希薄である不登校児童生徒

#### ○ オンライン支援を行う地域

県内すべての地域を対象とする。

### (2) オンライン支援の申込みと進め方

- ① 電話教育相談「あすなるダイヤル」において、保護者からの申込みを受け付ける。  
ただし、受付時間は平日の9時から17時とする。
- ② 保護者の来所教育相談を進める。
- ③ 対象児童生徒の様子や保護者との来所教育相談の内容を踏まえ、オンライン支援実施のタイミングや内容を検討する。
- ④ 対象児童生徒の状況に応じてオンライン支援を実施する。方法はGoogle Workspace for Education (以下、「Google」という。)のMeet又は電話で相談員とつながる。Meetの場合、カメラ及びマイクのon/off及びチャット機能を使用するか否かは児童生徒が決定する。

### (3) オンライン支援の時間帯

#### ○ 相談時間帯

月・火・水・金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00  
木曜日 9:00～12:00  
上記時間帯を原則とする。

#### ○ 相談時間

1回30分を原則とするが、時間については対象児童生徒と相談員との間で相談しながら設定する場合もある。



### (4) 内容

児童生徒本人の好きなことや得意とすることなどを話題の中心に据える。



## 5 オンライン学習支援について

学習保障だけでなく、家族以外の第三者とつながることも目的としてオンライン学習支援を行う。主に学校の教員と児童生徒の間での関係づくりが目的であるが、児童生徒の希望によっては相談員が対応する。オンライン学習支援は学習機会の確保及び学校復帰や来所教育相談、『こまどりルーム』への参加を含めた社会的自立への移行を目指す。

### (1) オンライン学習支援の対象

#### ○ 対象児童生徒

学習に対して前向きな気持ちをもっていながら不登校（傾向）状態にある県内の公立義務教育諸学校に所属している小学校6年生と中学生及び義務教育学校6年生以上。

#### ○ オンライン学習支援を行う地域

県内すべての地域を対象とする。

### (2) オンライン学習支援の申込みと進め方

① 児童生徒はオンライン学習教材（以下、「教材」という。）のやりとりを学校の教員と行うか、教育研究所の相談員と行うかのいずれかを選択する。Google のフォームで、学校もしくは保護者からの申し込みを受け付ける。

② Google Classroom を作成し、学校の教員や相談員から教材を受け取る。

③ 児童生徒は自宅等で自身のペースを保ちながら学習に取り組む。問題に解答しフォームを送信する。

④ 児童生徒は学校の教員や相談員と学習のペースを考えながら、②③を繰り返すが、途中で分からない問題が出てきた時等に Google Classroom のストリームに質問内容を入力したり、Meet で直接質問したりすることもできる。Meet の場合、カメラ及びマイクの on/off 及びチャット機能を使用するか否かは児童生徒が選択できる。

### (3) オンライン学習支援のペースと時間帯

#### ○ ペース

教材をやりとりするペースは児童生徒の意志を尊重しながら、学校の教員や相談員と話し合って決める。

#### ○ 時間帯

学校の教員や相談員と話し合った期日の中で、児童生徒が自身で学習時間帯を設定し、学習、解答フォームの送信を行う。学校の教員や相談員からの返信や、新しい教材の提供について具体的な曜日や時間帯を話し合って決める。

### (4) 内容

小学校第6学年の算数、理科を中心としたオンライン学習教材とする。

# 「不登校児童生徒の居場所づくり」の概念図

市町村立学校用

## ひきこもり傾向にある不登校児童生徒の家庭

### オンライン支援

家族以外の第三者との関わりが希薄な児童生徒対象

- 保護者の来所教育相談を進めながら、児童生徒の状況に応じて実施のタイミングや内容を検討する。
- 1回30分を原則とする。

### オンライン学習支援

学習に対して前向きな気持ちをもっていないが、学校に行くことができずにいる小学校6年生、中学生及び義務教育学校6年生以上対象

- オンライン学習教材を使って、家庭等で自分のペースで学習に取り組む。
- 学校の教員や相談員と教材のやりとりを行う。

オンライン学習支援から来所教育相談やこまどりルームの活動に繋ぐ事も検討する。

学校及び市町村教育委員会と連携しながらオンライン学習支援を進める。

訪問教育相談を検討する際は、学校と保護者は十分に話し合う。学校はその旨を市町村教育委員会に報告し協議する。

訪問教育相談を要請する場合、学校が市町村教育委員会を通して行う。

訪問教育相談

保護者の来所教育相談へ

学校

市町村教育委員会

適応指導教室等

## 来所教育相談

アセスメント

## 教育研究所 教育支援部 相談係

学校及び市町村教育委員会と連携調整し、部分登校や別室登校につなぐ。

## 『こまどりルーム』

(毎週火・金曜日 10:00~15:00、毎週木曜日 10:00~14:00)

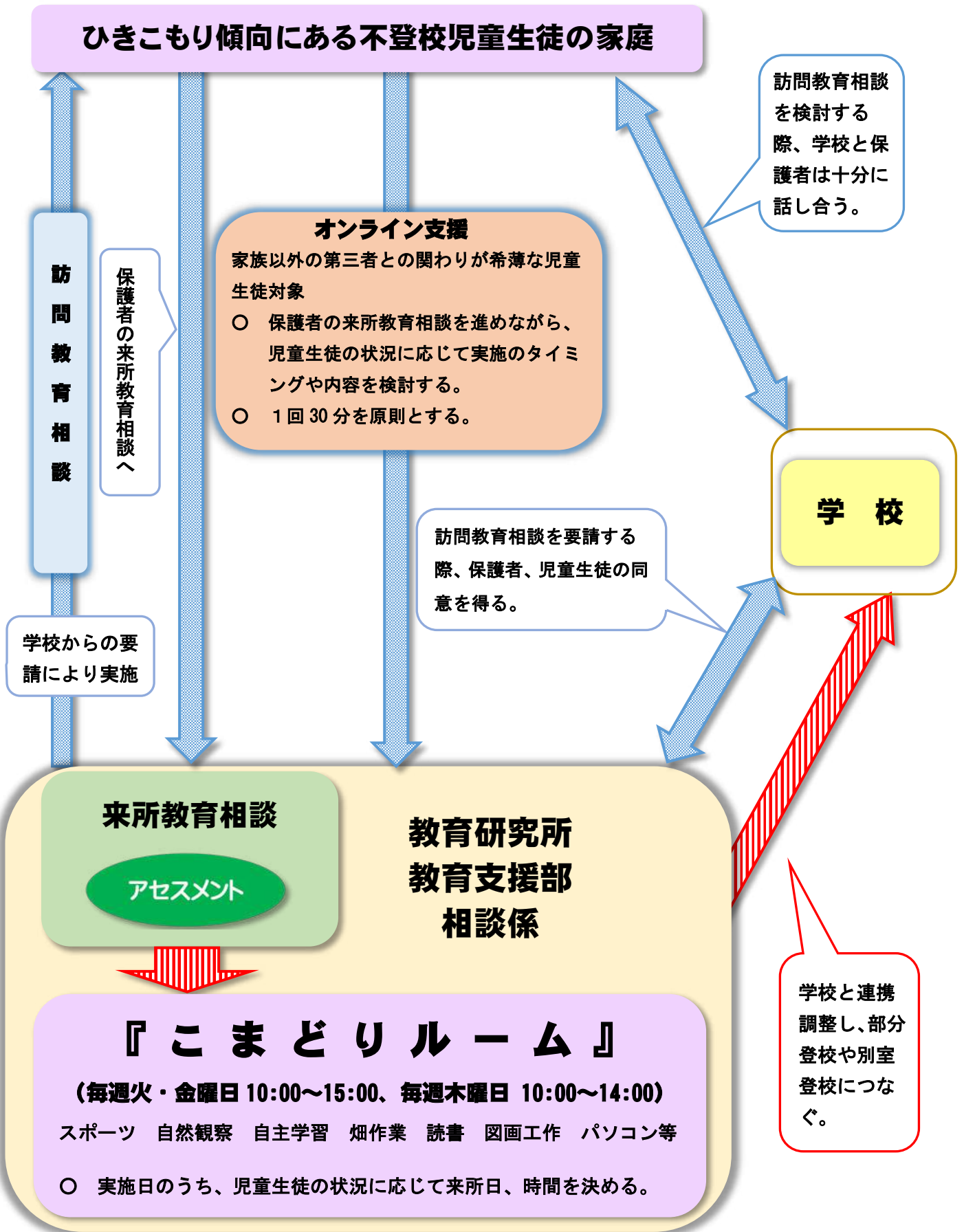
スポーツ 自然観察 自主学習 畑作業 読書 図画工作 パソコン等

- 実施日のうち、児童生徒の状況に応じて来所日、時間を決める。

在住する市町村に適応指導教室等がある場合は、適応指導教室等への接続の可否を検討しながら活動を進める。

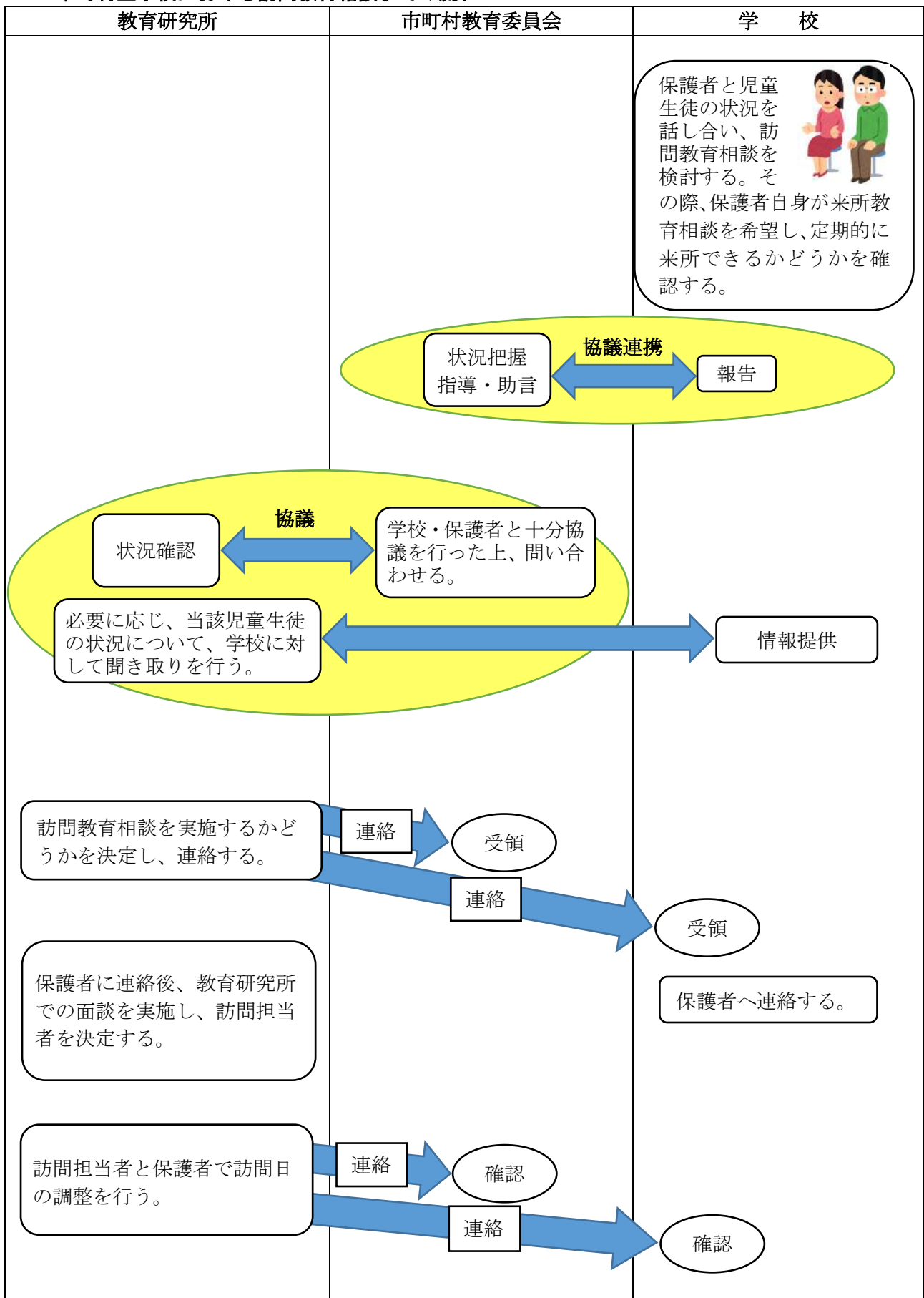
# 「不登校児童生徒の居場所づくり」の概念図

県立学校用

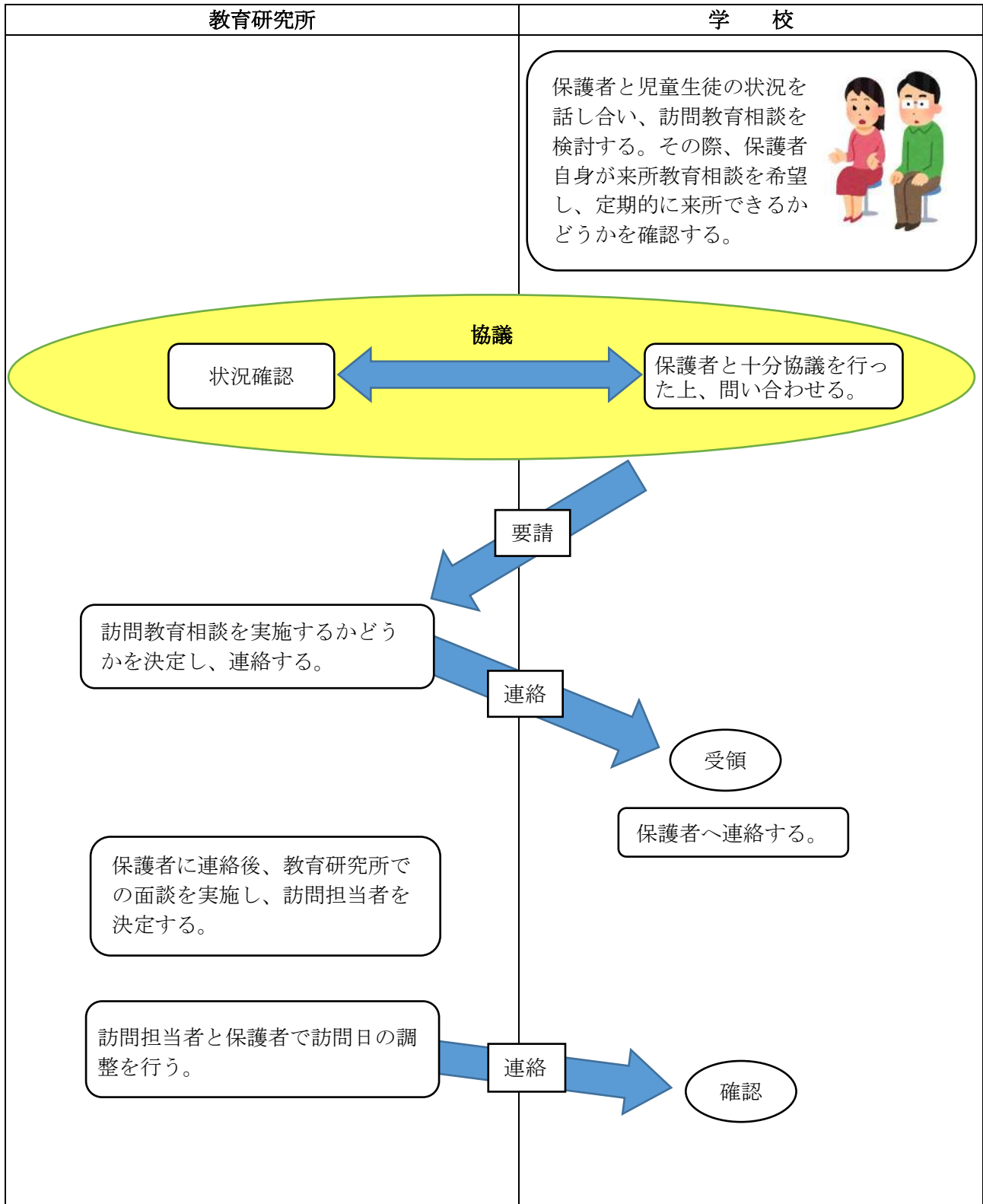


### Ⅲ 訪問教育相談の手続きについて

#### 1 市町村立学校における訪問教育相談までの流れ



## 2 県立学校における訪問教育相談までの流れ



様式 教育相談等の実施日の証明について

第 号  
年 月 日

奈良県立教育研究所長 殿

学校名  
校長名

教育相談等の実施日の証明について（依頼）

このことについて、下記のとおり、対象児童生徒の「来所教育相談・こまどりルームでの活動・訪問教育相談・オンライン支援・オンライン学習支援」実施日の証明書を発行してください。

記

1 対象児童生徒氏名

年 組 氏名

必要な項目を使用してください

2 教育相談等実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 その他

## IV Q&A

【「不登校児童生徒の居場所づくり」の目的について】

**Q1：「不登校児童生徒の居場所づくり」とは、どのような取組ですか。**

A1：なかなか外へ出ることができず、家族以外の人との関係を結びにくい児童生徒に対して、訪問教育相談、オンライン支援、オンライン学習支援を行うことにより、学習機会の確保、学校復帰、来所教育相談、『こまどりルーム』への参加を含めた社会的自立に向けての支援をします。(p.3参照)

【『こまどりルーム』について】

**Q2：『こまどりルーム』での活動はどこで行っているのですか。**

A2：教育研究所で行っています。活動内容によって、教育研究所の相談室・グラウンド等を使用します。最寄り駅の近鉄樫原線笠縫駅（急行は止まりません）から、南西へ約0.6kmです。（裏表紙参照）

**Q3：どのような児童生徒が『こまどりルーム』での活動の対象となりますか。**

A3：不登校（傾向）の状態であるが、本人の参加意欲が見られる児童生徒を対象とします。適応指導教室等を設置する市町村在住の小中学生については、適応指導教室等への接続の可否を検討しながら居場所での活動を進めます。(p.3参照)

**Q4：『こまどりルーム』ではどのような活動を行うのですか。**

A4：児童生徒の状況により、小集団でのスポーツ、自然観察の他、畑作業、読書、図画工作、パソコン等を行います。自主学習を行うことはありますが、授業形態等による学力補充は行いません。(p.3参照)



**Q5：『こまどりルーム』での活動はいつ行うのですか。**

A5：毎週火・金曜日の10:00～15:00、毎週木曜日の10:00～14:00に活動します。状況に応じて、活動日や活動時間が増えることもあります。(p.3参照)



**Q6：『こまどりルーム』への通所方法は決まっていますか。**

A6：保護者による送迎を原則とします。ただし、教育研究所が校区内にある小・中学校の児童生徒は、保護者と協議の上、一人で徒歩もしくは自転車で来所することも可能です。また、高校生（同年代の子ども）は、保護者と協議の上、公共交通機関を利用して、一人で来所することも可能です。なお、交通費は自己負担となります。(p.3参照)

**Q7：訪問教育相談や『こまどりルーム』には料金がかかりますか。**

A7：「不登校児童生徒の居場所づくり」の支援は無償です。ただし、『こまどりルーム』での活動において必要な用材については自己負担になります。(p.3参照)

**Q8：適応指導教室等と教育研究所の『こまどりルーム』との違いは何ですか。**

A8：教育研究所の『こまどりルーム』における支援は、不登校児童生徒に自宅以外に居場所を提供することを第一の目的としている点が、集団適応や学習支援を主たるねらいとして進める適応指導教室等との相違点です。『こまどりルーム』では、カリキュラムを定めていません。しかし、学校復帰や社会的自立に向けて支援していくという点は共通しています。

**Q9：児童生徒が『こまどりルーム』での活動中、保護者の待機場所はありますか。**

A9：原則として保護者の待機専用の場所は準備できません。ただし、教育研究所のロビーや図書館を利用していただくことは可能です。

**Q10：『こまどりルーム』に通うためには、必ず来所教育相談を受けなければなりませんか。**

A10：『こまどりルーム』への参加を希望される場合は、児童生徒の保護者は必ず教育研究所の相談員と面接を受けることが前提となります。(p.3 参照)

**Q11：『こまどりルーム』へ来所した日は、在籍する学校では出席扱いになりますか。**

A11：教育研究所は来所教育相談と同様に、学校からの問い合わせに応じて『こまどりルーム』への来所日についてお伝えします。また、様式の「教育相談等の実施日の証明について」による依頼に応じて、来所日の証明書を発行します。出席扱いとするかどうかは校長が判断することになります。(p.11 参照)

**Q12：『こまどりルーム』での活動中に事故が発生した場合、どのような対応になりますか。**

A12：『こまどりルーム』での活動中に発生した事故については、こちらで応急処置を行い、保護者に連絡し対応を相談します。ただし、緊急性が高く、保護者の来所に時間がかかる場合はこちらで病院への搬送等の対応をします。来所者のけが等に対応する保険に加入していますので、御利用の場合は当係の相談員等に御相談ください。

【訪問教育相談について】

**Q13：訪問教育相談は、どのような児童生徒が対象となりますか。**

A13：市町村立学校及び県立学校において、家族以外の人との交流をもちにくくなり、ひきこもり傾向（目安は1か月程度）にある不登校児童生徒を対象とします。学校と十分つながっている児童生徒、部分登校や別室登校が可能な児童生徒、さらに不登校の原因が遊びや非行によるものは対象になりません。(p.4 参照)

**Q14：どの地域まで、訪問教育相談の対象となるのですか。**

A14：県内すべての地域を対象とします。ただし、訪問教育相談から来所教育相談への移行を前提としますので、保護者が来所教育相談を希望し、定期的に教育研究所へ来所可能な方に限ります。また、家庭への訪問教育相談を行っている市町村は対象外とします。(p.4 参照)

**Q15：訪問教育相談を要請するにはどのような手続きが必要ですか。**

A15：学校が対象児童生徒の保護者と十分に話し合い、訪問教育相談の必要性を検討した上で、市町村立学校については市町村教育委員会を通して、県立学校については直接、教育研究所教育支援部相談係（0744-33-8904）まで問い合わせてください。教育研究所が児童生徒の現状を把握し、訪問教育相談が必要と判断した上で要請をしていただくこととなります。保護者や市町村立学校から直接、要請することはできません。(p.4、p.9、p.10 参照)

**Q16：訪問教育相談の時間やペースはどのようになりますか。**

A16：1回の訪問は50分を原則とします。訪問のペースは、児童生徒の状況により検討します。また、予約制ですので訪問教育相談終了時に次回の予約をしていただくか、後日、保護者が電話で予約をしていただくこととなります。(p.5 参照)

**Q17：保護者が昼間働いているなど不在の場合、夜でも訪問教育相談を行ってもらえますか。**

A17：訪問教育相談の実施時間は月・水（9：00～12：00、13：00～17：00）、火・木・金（9：00～12：00）となります。



**Q18：訪問教育相談は何人で、誰が行うのですか。専門的な資格のある相談員が行うのですか。**

A18：公認心理師、臨床心理士をはじめとする相談員が原則一人で訪問します。公認心理師、臨床心理士の資格を有しない相談員も研修を積み、教育相談の実績もあります。

**Q19：担任が家庭訪問しても会えない児童生徒に、訪問教育相談を実施して効果があるのでしょうか。また、訪問教育相談を実施しても、当該児童生徒と会えない場合はどうするのですか。**

A19：学校の関係者ではない相談員は、家族や教員、友人と異なった立場や視点で児童生徒に接することができます。ひきこもり傾向にある不登校児童生徒にとって、相談員はそれまでの経緯に関わることのなかった存在であり、新たな人間関係を結ぶ対象となり得ると考えます。当該児童生徒が訪問教育相談を了承していることが原則ですが、当日会えない場合は、保護者と本人の状況を確認し、次回の訪問日や保護者の来所教育相談などについて検討します。

**Q20：訪問教育相談の実施の際、担任等は同行しますか。**

A20：担任の先生をはじめ学校の先生方や市町村教育委員会の方の同行は必要ありません。予約・実施については教育研究所教育支援部相談係が直接保護者と連絡を取ります。その中で、保護者や本人から先生方の同行の希望が出たときには、係で検討し学校へ連絡させていただくこともあります。初回の訪問教育相談の後、学校及び市町村教育委員会へ訪問教育相談を実施した旨の連絡をします。

**Q21：訪問教育相談での児童生徒の様子は、市町村教育委員会や学校に教えてもらえるのですか。**

A21：教育研究所での来所教育相談に準じて、“相談についての秘密は堅く守られます”と相談者に伝えています。しかし、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立には、学校等との連携が不可欠であると考えています。先生方とのコンサルテーション（1回50分の枠で相談員と学校の対応等について協議する場）を希望する場合は教育研究所教育支援部相談係（0744-33-8904）までお問い合わせください。

**Q22：訪問教育相談を希望した場合、なぜ保護者が来所教育相談を受けなければならないのでしょうか。**

A22：訪問教育相談はひきこもり傾向にある不登校児童生徒に家庭の外へと目を向けさせ、支援機関へつなぐための取組です。そのため、まず保護者が教育研究所の来所教育相談を受け、その後、児童生徒が保護者と一緒に来所できるようになることを目指します。ひきこもり傾向にある児童生徒が一步踏み出していくためには、家族の理解や協力、家庭の環境調整が不可欠であると考えます。したがって、児童生徒の訪問教育相談を経て、もしくは並行して保護者の来所教育相談を行います。要請の際には、学校は保護者にその旨を十分確認してください。

**Q23：訪問教育相談を行わずに、来所教育相談を申し込むことはできますか。**

A23：できます。来所教育相談の窓口は電話教育相談「あすなるダイヤル」（0744-34-5560）となっています。平日9：00～17：00の間に「あすなるダイヤル」へ御連絡ください。

【オンライン支援について】

**Q24：オンライン支援は、どのような児童生徒が対象となりますか。**

A24：県内在住の児童生徒の内、家族以外の第三者との交流が希薄な不登校児童生徒を対象とします。

**Q25：どの地域まで、オンライン支援の対象となるのですか。**

A25：県内すべての地域を対象とします。ただし、保護者が来所教育相談を希望し、定期的に教育研究所へ来所可能な方に限ります。（p.5参照）

**Q26：オンライン支援を希望した場合、なぜ保護者が来所教育相談を受けなければならないのでしょうか。**

A26：オンライン支援は不登校児童生徒に家庭の外へと目を向けさせ、来所教育相談や居場所、他の支援機関へつなぐための取組です。まずは保護者が教育研究所の来所教育相談を受け、相談を進める中で児童生徒の状況に応じて、オンライン支援のタイミングや内容を検討します。

**Q27：オンライン支援の時間やペースはどのようになりますか。**

A27：1回の支援は30分を原則としますが、児童生徒の状況をみながら相談員との間で相談し設定することもあります。支援のペースは、児童生徒の状況により検討します。また、予約制ですのでオンライン支援終了時や保護者の来所教育相談終了時に次回の予約をしていただくか、後日、保護者が電話で予約をしていただくこととなります。(p.5、p.6参照)

**Q28：不安が高い対象児童生徒の横で保護者が一緒にオンライン支援を受けることはできますか。**

A28：できます。つながることが第一の目的なので、最初のオンライン支援時等不安が高くなる場面で対象児童生徒が求める場合は保護者の方が横についていただいて構いません。徐々に安心できるようになってくれば対象児童生徒が一人でオンライン支援を受けられる体制を整えてあげてください。

【オンライン学習支援について】

**Q29：オンライン学習支援は、どのような児童生徒が対象となりますか。**

A29：学習に対して前向きな気持ちをもっていながら不登校（傾向）状態にある県内の公立義務教育諸学校に所属している小学校6年生、中学生及び義務教育学校6年生以上が対象です。(p.6参照)

**Q30：どの地域まで、オンライン学習支援の対象となるのですか。**

A30：県内すべての地域を対象とします。(p.6参照)

**Q31：相談員とのやりとりを希望した場合、なぜ保護者が面談を受けなければならないのでしょうか。**

A31：効果的な支援になるよう児童生徒の状況を把握します。オンライン学習支援の開始時期や方法を検討したり、必要に応じて保護者の電話教育相談や来所教育相談も提案します。

**Q32：オンライン学習支援のペースはどのようになりますか。**

A32：児童生徒の意志を尊重しながら、学校の教員や相談員と話し合っ決めていきます。学校の教員や相談員からの返信の曜日や時間帯についても同様です。

**Q33：分からない問題が出てきたときにどうすればいいですか。**

A33：児童生徒が Google Classroom のストリーム上で分からない問題について質問することができません。また、希望すれば Meet で学校の教員や相談員と直接つながって同時双方向型の通信をすることも可能です。

## V 資料

### 「不登校児童生徒の居場所づくり」実施要項

奈良県立教育研究所

#### (目的)

第1 ひきこもりの傾向や状態にある不登校児童生徒に対する居場所を提供するとともに、学校復帰や社会的自立に向けて支援することを目的とする。

#### (定義)

第2 この要項において「不登校児童生徒の居場所づくり」とは、奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）における訪問教育相談、来所教育相談及び居場所における諸活動等の支援をいう。

#### (事業の内容)

- 第3
- 1 教育研究所内に不登校児童生徒の居場所を設置し、不登校児童生徒の情緒の安定を図るとともに、体験活動、スポーツ、自主学習等を通して、他者との関係づくりや基本的生活習慣の改善を目指す。
  - 2 市町村教育委員会及び学校と連携しながら、支援機関とつながっていない不登校児童生徒の状況を把握し、必要に応じて訪問教育相談を実施するとともに、教育研究所における来所教育相談、居場所及び他の適切な支援機関へつなぐ。
  - 3 来所教育相談や訪問教育相談が困難な状態にある不登校児童生徒に相談員との関係を築くきっかけづくりを目的として、Web 会議システムを活用したオンライン支援を実施する。
  - 4 不登校児童生徒に対する教育機会の確保や家族以外の第三者との関係を築くためにオンライン学習支援を実施する。

#### (関係機関との連携)

第4 「不登校児童生徒の居場所づくり」を効果的に進めるため、市町村教育委員会及び学校をはじめとする関係機関と適切に連携を図る。

#### (庶務)

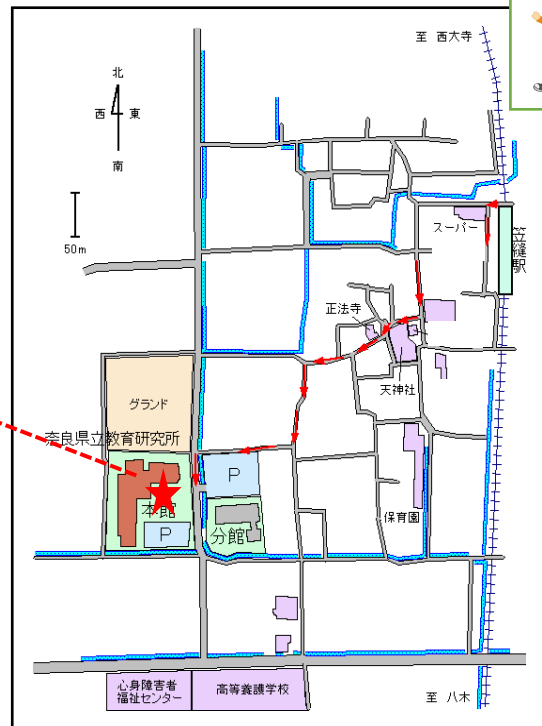
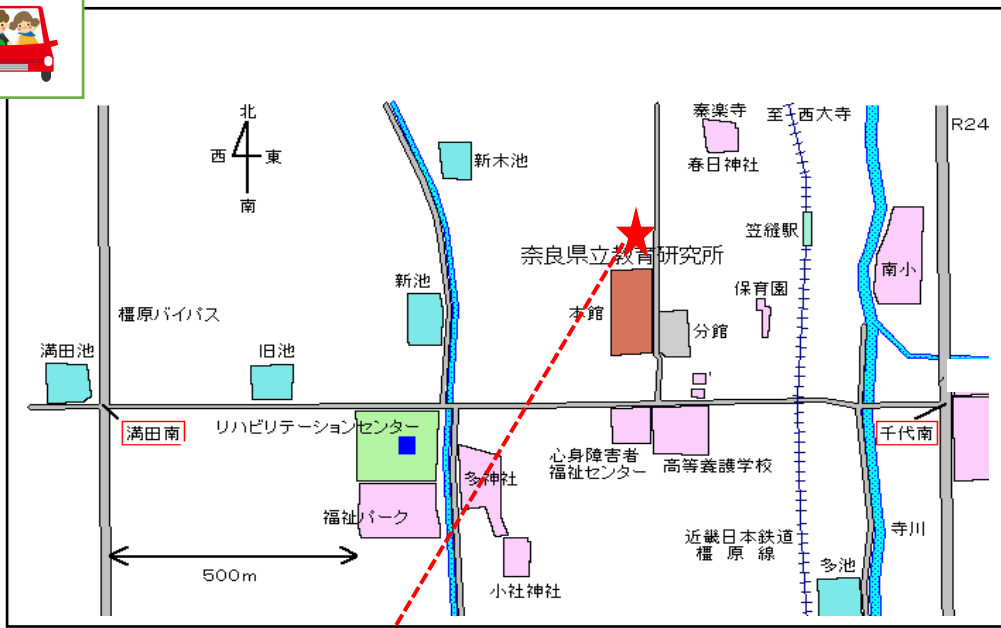
第5 「不登校児童生徒の居場所づくり」における庶務は、教育研究所教育支援部において処理する。

#### (その他)

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 29 年 4 月 1 日一部改訂  
令和 2 年 4 月 1 日一部改訂  
令和 4 年 4 月 1 日一部改訂



令和4年4月

奈良県立教育研究所  
教育支援部 相談係

〒636-0343

奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1

TEL 0744-33-8904 FAX 0744-32-9506

電話教育相談「あすなろダイヤル」

TEL 0744-34-5560 (通話有料)

「24時間子供SOSダイヤル」

0120-0-78310 (通話無料)